

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

(令和6年度)

住 所

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

事業者名

阪神電気鉄道株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役・社長 久須 勇介

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

- ① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
5001形車両 (本線)	新型車両5700系に置き換える（2024年度） 内容：車いすスペース、扉開閉予告ブザー、誘導鈴、車内案内表示器（3ヶ所／両）など	5001形車両1編成（4両）を5700系車両に置き換え

- ② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器等の機能確認	・車内案内表示器等の機能を維持するために状態・機能検査等の定期検査で機能の確認を実施	対象全車両の機能確認を実施

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器によるリアルタイムなバリアフリー情報等の提供	新型車両5700系（2024年度）において下記を実施 ・車両の乗降口上部に視認性の高いフルハイビジョンに対応した車内案内表示器を設置（3か所／両） ・行き先・列車種別の運行情報の他、次の停車駅のバリアフリー情報を提供 ・自社線内の運休、遅延、振替輸送情報を提供	5700系車両1編成（4両）を新造

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

(4) その他

(令和6年度)

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	75 編成 354 (両)	49 編成 242 (両)	49 編成	0 編成	0 編成	75 編成	75 編成
(合計)	75 編成 354 (両)	49 編成 242 (両)	49 編成	0 編成	0 編成	75 編成	75 編成

### III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	<input type="radio"/>
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	